

情報システム開発等に係る業務委託成果物等の評価試行実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県総務部情報政策課(以下、「情報政策課」という。)が実施する「情報システム開発等に係る業務委託」における業務の円滑な実施と納品される成果物の品質向上のため、成果物等の評価の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総務部情報政策課 長崎県組織規則(昭和46年長崎県規則第23号)第7条に規定する課室等のうち総務部情報政策課をいう。
- (2) 情報システム開発等 情報システムを開発する際に生じる全ての作業をいう。
- (3) 受託者 情報政策課が発注した業務委託の契約相手方をいう。
- (4) 情報システム開発等競争入札参加資格審査委員会 情報政策課が所管する情報システム開発等競争入札参加資格審査委員会設置要綱に基づき設置するものをいう。

(対象業務)

第3条 この要綱の定めにより評価を行う対象は、情報政策課が実施する情報システム開発等に係る業務委託のうち、別に定めるものとする。

(評価の対象)

第4条 この要綱による評価の対象とする成果物等は、情報システム開発等に係る業務委託に伴う受託者の行為と委託の成果物とし、その具体的な内容については別に定めるものとする。

(評価の時期)

第5条 この要綱による評価は、委託期間中に中間評価を行い、委託期間終了後、3月以内に評価結果を受託者に通知するものとする。

(評価の実施及び決定)

第6条 この要綱による評価については、評価担当者が実施し、その結果を情報システム開発等競争入札参加資格審査委員会に報告のうえ決定するものとする。

(評価結果の周知)

第7条 この要綱による評価結果については、受託者にのみ通知し、公表しないものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるほか、必要な事項については別に定める。

附則 この要綱は、平成22年5月18日から施行する。